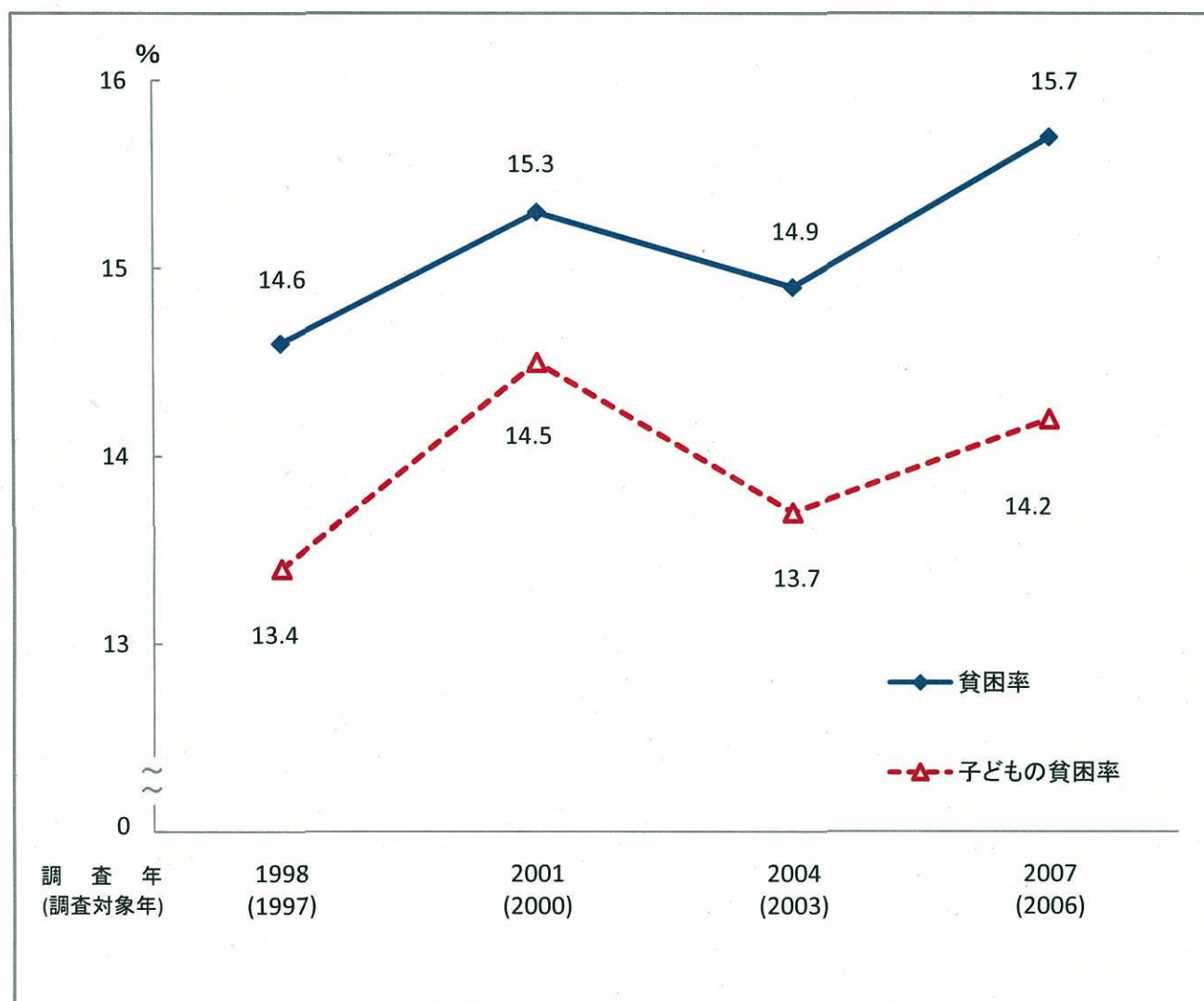


相対的貧困率の年次推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に算出した。

注：1) 「所得」は、調査対象年1年間（1月～12月）の所得である。

2) ここでいう所得には、現金給付として受給した社会保障給付費は含まれるが、現物給付は含んでいない。

3) 可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう。

4) 相対的貧困率の算出にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所作業班がOECDに提供している貧困率の作成基準によっている。

○ OECDに提供している「相対的貧困率」の作成基準について

- 1) 「相対的貧困率」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいう。
- 2) 子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。
- 3) 等価可処分所得金額は、1985年を基準とした物価指数で調整をした。